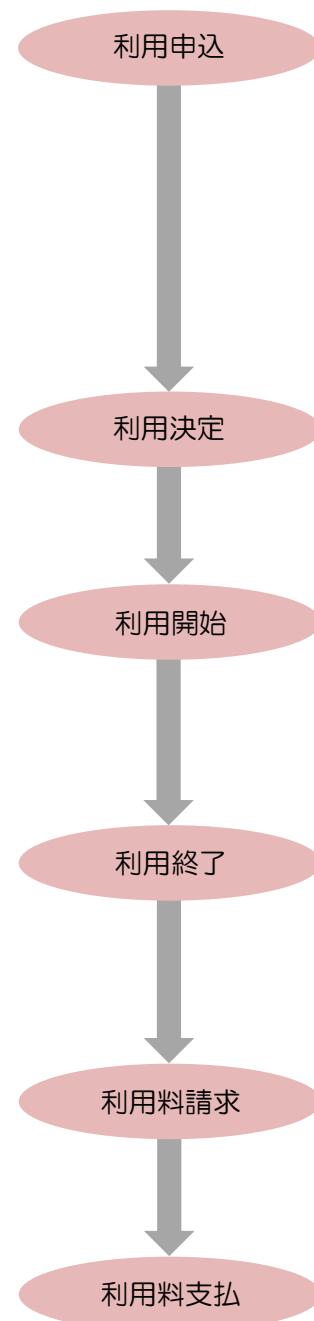


松川町子育て短期支援事業 申し込みからお支払いまでの流れ



- 施設入所中は、施設長の指示に従ってください。
- 施設までの送迎は原則として保護者が行ってください。
- 医療機関にかかった場合の経費は保護者負担となります。
- 利用期間を変更する場合は、速やかに当係まで連絡してください。



負担金は納入期限までに必ずお支払ください。



松川町子育て短期支援事業

一時的にお子さんを施設等においてお預かりし、

「養育」「保護」を行う事業です。

松川町保健福祉課 こども家庭センター係



TEL : 0265-36-7034
FAX : 0265-36-5091



松川町子育て短期支援事業



子育て短期支援事業は、病気、出産、看護、仕事など、家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合や、育児不安・育児疲れなどをリフレッシュするために、一時的にお子さんを施設においてお預かりし、養育・保護を行う事業です。

事業名	利用要件	期間
短期入所生活 援助事業 (ショートステイ)	次の理由により家庭において児童を養育できないと町長が認めた場合 ア 疾病にかかり、又は負傷していること イ 妊娠中又は出産後間もないこと ウ 同居の親族を看護していること。 エ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること オ 冠婚葬祭、失踪、転勤及び出張 カ 育児疲れ、特別な配慮を必要とする児童の看病疲れ、育児不安の状態であること	原則として 7日以内
夜間養護等事業 (トワイライト ステイ)	保護者の仕事等の理由により、夜間に当該保護者が不在となる家庭の児童で、町長が必要と認めた場合	午後5時～ 午後10時

○対象児童

松川町に居住する18歳未満の児童（但し保育園等の利用が可能な場合は除く）

○利用施設

慈恵園	※11か月児～	豊丘村大字神稲 4461-1	電話 35-4815
風越寮		飯田市丸山町 4-7537-10	電話 22-1489
風越乳児院	※3歳未満児のみ	飯田市丸山町 4-7490-1	電話 22-4127
おさひめチャイルドキャンプ		飯田市仲ノ町 305-6	電話 22-3875
里親（県認定及び登録済）		各里親の居宅	

○利用ができない場合

- (1) 施設の事情（施設の定員超過・病気の感染等）により受け入れが困難な場合
- (2) 対象となる児童が感染症を有し、他の入所者に感染させるおそれのある場合
- (3) 疾病等により医療機関へ入院して医療を受ける必要のある場合
- (4) 障がい等により他の社会福祉施設を利用する方が適当である場合

○持ち物

<申請時>1月2日以降に転入された方は、前住所地の市町村民税課税証明書
<入所時>保険証（またはコピー）、着替え、保育園や学校生活等で必要な物
(3歳未満児はエプロン、オムツ、おしり拭き)



松川町子育て短期支援事業 保護者負担金額一覧表



区分	1時間あたりの金額		
	午前6時から 午後5時まで	午後10時から 翌朝6時まで	
短期入所生活援助事業	生活保護世帯 市町村民税非課税世帯のうち、 母子・父子・養育者世帯	2歳未満児 0円	0円
		2歳以上児 0円	0円
	上記世帯を除く市町村民税非課税世帯 市町村民税課税世帯のうち、 母子・父子・養育者世帯	2歳未満児 150円	200円
		2歳以上児 100円	150円
	上記以外の世帯	2歳未満児 300円	400円
		2歳以上児 200円	300円
午後5時から午後10時まで			
夜間養護等事業	生活保護世帯 市町村民税非課税世帯のうち、 母子・父子・養育者世帯	2歳未満児 0円	0円
		2歳以上児 0円	0円
	上記世帯を除く市町村民税非課税世帯 市町村民税課税世帯のうち、 母子・父子・養育者世帯	2歳未満児 150円	150円
		2歳以上児 100円	100円
	上記以外の世帯	2歳未満児 300円	300円
		2歳以上児 200円	200円
食事加算 1食 200円			

